

変更承認・届出手続に係る提出書類一覧

整理番号	提出書類	変更事項							変更様式		
		承認事項					届出事項				
		学則			校舎各室の用途及び面積	臨床実習施設	学則（修業年限、教育課程、入所定員を除くすべての変更）	設置者名称位置		実習指導者の氏名及び履歴※3	
		修業年限	教育課程	入所定員							
1	変更承認申請書	○	○	○	○	○				様式1	
2	変更届出書						○	○	○	様式2	
3	変更理由書	○	○	○	○	○	○	○		—	
4	変更について法人の決定を確認できる書類（議事録の写し等）	○	○	○	○	○	○※1	○	○		—
5	学則の新旧対照表	○	○	○			○	○		様式3	
6	新学則（案）全文	○	○	○			○	○		—	
7	校舎各室の用途及び面積新旧対照表				○					様式4	
8	養成所周辺の地図（校舎移転の場合に限る。）				○					—	
9	校舎の新配置図（新部分は赤で囲み表示すること。）				○					—	
10	校舎の新平面図（新部分は赤で囲み表示すること。）				○					—	
11	臨床実習施設の新旧対照表					○				様式5	
12	臨床実習施設承諾書					○				様式6 ※2	
13	臨床実習施設に関する調書（概況書）					○				— ※2	
14	実習指導者に関する調書（履歴書）					○		○		— ※2	
15	その他変更事項を確認できる書類	○	○	○	○	○	○	○	○	—	
	提出期限	変更を行おうとする日の ①6カ月前②3カ月前まで ①理学療法士・作業療法士/はり師・きゅう師/柔道整復師/歯科衛生士/歯科技工士 ②救急救命士/診療放射線技師/臨床検査技師/臨床工学士/視能訓練士/義肢装具士/言語聴覚士 ※入所定員増の変更は事前に定員変更計画書を1年前までに提出する必要がある。					変更について決定された日（実習指導者においては、変更を適用する日）から 1か月以内			期限を過ぎる場合は、遅延理由書を添付すること	

注) ○印は変更手続に必要な書類を示す。

※1 臨床実習施設の変更における「変更について法人の決定を確認できる書類」とは理事会の議事録以外にも、養成所にて臨床実習施設の変更について検討した資料等も可能とする。

※2 様式は各職種別に設定されている場合は、その様式を使用すること。

※3 理学療法士・作業療法士の臨床実習施設については「実習指導者」の変更があった場合届出を行う。